

教育委員会 平成 26 年度 5 月臨時会の概要

- 日時 平成 26 年 5 月 27 日 (火)
11 時 10 分開会 11 時 23 分閉会
- 場所 鎌倉市役所 全員協議会室
- 出席委員 山田委員長、下平委員、齋藤委員、安良岡教育長
- 傍聴者 0 人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

(1) 課長等報告

ア 平成 24 年 (行ウ) 第 91 号 保護者の地位確認等請求事件の判決について

2 議案第 12 号 市有地の管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

山田委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 5 月臨時会を開会する。

朝比奈委員より本日の会議を欠席する旨の届け出があった。

本日の会議録署名委員を齋藤委員にお願いする。

1 報告事項

(1) 課長等報告

報告事項ア 平成24年 (行ウ) 第91号 保護者の地位確認等請求事件の判決について

山田委員長

報告事項のア「平成24年 (行ウ) 第91号 保護者の地位確認等請求事件の判決について」報告をお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

報告事項ア「平成24年 (行ウ) 第91号 保護者の地位確認等請求事件の判決について」ご報告する。議案集 1 ページ、2 ページをご覧ください。

2 ページ (1) にあるとおり、原告は鎌倉市立小学校在学児童の父、被告は鎌倉市長と鎌

倉市教育委員会委員長である。

訴訟は、平成24年12月28日付けで、これまで口頭弁論は平成25年2月25日から平成26年3月3日まで9回行われ、平成26年4月23日に横浜地方裁判所で判決の言い渡しがあった。

請求の趣旨は、1、原告が原告の子について、学校教育法所定の保護者であることの確認を求める。請求の2、被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。請求の3、訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに請求2について仮執行宣言を求める。というものである。

原告が請求している「学校教育法所定の保護者であることの確認を求める」とは、鎌倉市教育委員会や学校が、原告自身を保護者として取り扱うべきであり、例えば、保護者宛の通知書等を自分宛に送付することなどを主張するものである。

判決は、請求1に対しては、訴えを却下する。請求2に対しては、原告その余の請求を棄却する。請求3に対しては、訴訟費用は原告の負担とする。で、市の勝訴となったものである。

その後、平成26年5月9日付けで原告が控訴状を提出したことを、本市の訴訟代理人弁護士を通じて横浜地方裁判所に確認をしているが、控訴状が本市に届くまでに1ヶ月程度かかる見込みのため、控訴状が届き次第、内容を精査し、応訴する予定である。

(質問・意見)

なし。

(報告事項アは了承された)

2 議案第12号 市有地の管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

山田委員長

日程の2 議案第12号「市有地の管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」議案の説明をお願いします。

文化財課担当課長

議案第12号「市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」提案の理由をご説明する。議案集3～5ページをご参照いただきたい。

本件は、平成26年4月3日、鎌倉市常盤740番で発生した、市有地、国指定史跡北条氏常盤亭跡の斜面地の崩落により自家用自動車破損した事故について、相手方に損害賠償をするものである。

相手方は、議案集に記載のとおりとなっている。

自動車の修理費用として、賠償金223,289円の支払い義務があることを認め、損害賠償の額の決定について提案するものである。

なお、損害賠償金を支出するには、地方自治法第96条第1項第13号の規程により、市議会の議決が必要となることから、本義案をご承認いただいた後、市長に対し、鎌倉市議会6月定例会に本件損害賠償にかかる議案の提出について申し入れを行う予定となっている。

また、当該地は平成28年に防災工事を予定しているが、工事完了まで2年以上あることから、周辺住民の方に注意を促すとともに、近隣に注意喚起の看板等の設置を予定している。

(質問・意見)

下平委員

この損害賠償の額はどのように決められたものなのか、それと今後、今回は車であったが、近くを通っている人に怪我が及ぶことのないように、注意喚起というのはどのように具体的に考えているのか。

文化財課担当課長

損害賠償額の決定については、業者に修理費用の見積書を提出いただき、その額で了承した。

注意喚起については、当該地が一番住宅の奥というところで、一般の方はあまり行かれないところでもあるので、周辺の住民の方には、防災工事の予定を説明する際に、注意をお願いしているところ。さらに今後、梅雨の時期、あるいは雪のシーズンには、また改めて、周辺でお子さんが遊ぶことを控えていただくとか、注意していく。

また、崖の周辺には、簡易な物になると思うが、落石注意等の看板を設置したいと考えている。

齋藤委員

損害賠償の件は仕方がないことだとは思いますが、簡易的な看板と呼びかけ等ということで、不安が残る。雨や台風など万が一というときのことも考えていただけないかと思う。

文化財課担当課長

危険は避けるべきであると考えます。実際、今年度北側の斜面を防災工事する中で、本来ならば同時にやるのがベストであるが、なかなか予算的な面もあるので、年度を分けての対応となっている。実際に、落石の危険というのはあると思うので、簡易な防護柵等の設置など、対応について検討させていただきたい。

山田委員長

図面の中の具体的にどの部分が、2年間で工事しようとしているところか。

文化財課担当課長

案内図の矢印のあるところが今回の落石の部分であるが、その住宅の上の部分、北の斜面というが、ここが今年度防災工事をやる地点である。この矢印の下が、南側の斜面が平成

28年度工事を予定しているところである。

山田委員長

広範囲にわたっているのと、実際にこういうことが起きたということで、その前から懸念されていて、さらに今回落ちたということも踏まえると、何もなければ良いが、2年間大丈夫なのかという心配が残る。工期の前倒しや予算内で全体ができるような手法に変えるなどの工夫は難しいのか。

文化財部長

本来は、おっしゃるように全部やりたいが、1億数千万かかるような工事であって、2箇年に分けてというのが、財政当局の判断である。

工事の施工にあたっては、地質学の関係の学識者の方に現場を見てもらい、まず先に北側をやるべきという判断をいただいて、もし崩れた場合は、北側の方が大規模な崖崩れになるので、まず早急にやるのであれば北側をとというようなご指摘をいただいている。

その中で、何か簡易的な対応ができるかの方法があるのであれば、そういう方法も検討していきたいと考えている。

(採決の結果、議案第12号は原案どおり可決された)

山田委員長

以上で5月臨時会を閉会とする。